

## 10月1日から 国保の保険証が新しくなります

現在ご利用の保険証（国民健康保険被保険者証）の有効期限は、9月30日(月)です。新しい保険証は、9月中に簡易書留でご自宅へ郵送します。ご不在の場合は配達されませんので、郵便局でお受け取りください。

### 【ご注意ください】

- ▷新しい保険証の氏名や生年月日などの内容を必ず確認し、間違いがありましたら、市民課保険年金係または最寄りの支所へ申し出てください。
- ▷10月1日以降に医療機関などを受診する際は、新しい保険証を窓口にて提示してください
- ▷古い保険証は10月1日からは使えませんので、ご家庭で破棄してください。

**問** 市民課保険年金係  
(内線132・133)

## 窓口サービスアンケートにご協力ください

市では、市民の皆さんにより良い窓口サービスを提供するため、9月13日(金)から30日(月)まで、窓口サービスアンケートを実施します。

市役所各課と各支所の窓口にてアンケート用紙を設置しますので、玄関ロビーなどに設置する回収箱に投函してください。皆さんのご協力をお願いします。



**問** 総合政策課 (内線212)

## 9月10日は「屋外広告物の日」です 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告やのぼり旗などのことで、その形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告物かどうかは問いません。

### ■屋外広告物の掲出には許可および手数料が必要です

屋外広告物は、広報、宣伝活動の一つとして社会的に重要な役割を果たすとともに、良好な景観との調和が求められています。さらに、通行人などに対する危険防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そのため、屋外広告物を掲出するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません（自家広告物で10㎡以下など一部除外もあります）。また、手数料が必要です。

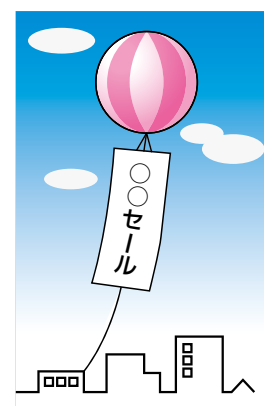
### ■実態調査および除去に取り組んでいます

市内にある未申請の屋外広告物や著しく老朽化している広告物などを調査しています。また、信号機、ガードレールなどの「禁止物件」に掲出されている「貼り紙類」、「立て看板」などの違法物件は除去を行っています。

詳細は市ホームページ

【[トップ](#)>[組織から探す](#)>[建設部都市計画課](#)>[屋外広告物](#)】から確認できます。

**問** 都市計画課 (内線315)



## STOP メタボ 65歳～74歳の健診がスタート

市では、国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診と、その結果に基づいた保健指導を行っています。

9月1日から、65歳から74歳までの方の健診を開始します。受診期限は12月末です。受診券および受診についての詳しい内容は、8月末に郵送しています。

**費用** 本人負担額は1,000円です。受診当日、医療機関でお支払いください。

**受診方法** 受診券と保険証を持って、希望する医療機関で受診してください。

健診が受けられる医療機関は、受診券に同封した「医療機関一覧」をご覧ください。受診券がない方は市民課保険年金係で再発行しますので、ご連絡ください。

※40歳から64歳までの方へのお願い

6月末に特定健診の受診券を郵送しました。受診期限は9月30日です。期限を過ぎると特定健診を受診できなくなりますので、受診していない方は、早めに受診してください。

**問** 市民課保険年金係 (内線130・134)